

令和6年度前橋市家庭用ゼロカーボン推進補助金交付要項

令和6年6月1日から適用

| |
|--|
| <p>取扱担当課 前橋市役所環境政策課（2階） 〒371-8601 前橋市大手町二丁目12番1号 電話 027-898-6292（直通） 027-224-1111（内線3292） 電子メールアドレス gx-senryaku@city.maebashi.gunma.jp</p> |
|--|

本補助金の交付目的、内容、交付手続等は、次のとおりです。

| | |
|------------------|--|
| 交付目的 | ゼロカーボンシティの実現に向けて、家庭における新エネルギー・省エネルギーの普及促進を図るため、対象設備を新規に購入し設置した個人に対し費用の一部を補助します。 |
| 内容 | <p>補助対象者は、次のいずれにも該当する個人です。 ただし、市長が適当と認めたときはこの限りではありません。</p> <p>(1) 対象となる設備を設置する店舗併用住宅を含む住宅（以下「住宅」という。）に自ら現に居住し、住所をおいている者 (2) 住宅に対象となる設備を自ら設置し住宅で利用する者 (3) 市税を滞納していない者</p> |
| 交付の対象となる設備及び対象経費 | <p>補助対象経費は、令和6年4月1日以降に、未導入の補助対象設備を新規に購入し設置された次に挙げる設備の設置費用となります（中古品や転売品、過去に補助を受けた設備は対象となりません）。また、一世帯につきそれぞれ一基の補助を限度とします。</p> <p>補助の対象となる設備の種類</p> <p>(1) 自家発電型給湯機 ア 燃料電池コージェネレーション イ 太陽光自家消費促進型自然冷媒(CO2)ヒートポンプ給湯機 (2) 定置用蓄電池設備 ※1 (3) 外部給電機能付電動車 ※1※2 (4) V2H(電気自動車充給電設備) ※1※3</p> <p>※1 自ら設置する再生可能エネルギー発電設備からの電力使用に限る ※2 電気自動車及びプラグインハイブリッド車を対象 ※3 (3)と同時申請又はV2Hが利用可能な車両を所有している場合に限る</p> |

| | 交付金額 | <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="469 210 1002 259">補助対象設備</th> <th data-bbox="1002 210 1458 259">交付金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="469 259 1002 338">燃料電池コージェネレーション</td> <td data-bbox="1002 259 1458 338" rowspan="2">30,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="469 338 1002 434">太陽光自家消費促進型自然冷媒(CO2)ヒートポンプ給湯機</td> </tr> <tr> <td data-bbox="469 434 1002 530">定置用蓄電池設備</td> <td data-bbox="1002 434 1458 530">蓄電容量1kWhあたり10,000円 (上限50,000円)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="469 530 1002 609">外部給電機能付電動車</td> <td data-bbox="1002 530 1458 609" rowspan="2">50,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="469 609 1002 687">V2H(電気自動車充給電設備)</td> </tr> </tbody> </table> | 補助対象設備 | 交付金額 | 燃料電池コージェネレーション | 30,000円 | 太陽光自家消費促進型自然冷媒(CO2)ヒートポンプ給湯機 | 定置用蓄電池設備 | 蓄電容量1kWhあたり10,000円 (上限50,000円) | 外部給電機能付電動車 | 50,000円 | V2H(電気自動車充給電設備) |
|------------------------------|-----------------------------------|--|--------|------|----------------|---------|------------------------------|----------|-----------------------------------|------------|---------|-----------------|
| 補助対象設備 | 交付金額 | | | | | | | | | | | |
| 燃料電池コージェネレーション | 30,000円 | | | | | | | | | | | |
| 太陽光自家消費促進型自然冷媒(CO2)ヒートポンプ給湯機 | | | | | | | | | | | | |
| 定置用蓄電池設備 | 蓄電容量1kWhあたり10,000円 (上限50,000円) | | | | | | | | | | | |
| 外部給電機能付電動車 | 50,000円 | | | | | | | | | | | |
| V2H(電気自動車充給電設備) | | | | | | | | | | | | |
| 交付 手 続 等 | 交付条件 | <ol style="list-style-type: none"> 補助対象者は、補助事業の遂行に関する報告及び実地調査に応じることを求められた場合は、これに応じなければなりません。 補助対象者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした書類、帳簿等を常備し、事業終了後5年間保存し、提出を求められた場合は、これに応じなければなりません。 補助対象者は、補助を受ける設備を良好な状況で保持し使用するとともに、適正な維持管理に努めなければなりません。また、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、移動、転売、譲渡、交換、貸し付け、又は担保に供してはなりません。ただし、補助事業者が補助金の全部に相当する金額を市に返還した場合及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間を経過した場合は、この限りではありません。 補助対象者は、この補助金を交付申請した内容、前橋市補助金等交付規則（平成10年前橋市規則第34号）及びこの要項を遵守し、事業を行わなければなりません。 対象設備の購入又は設置工事の相手方は、市内事業者（前橋市内に本店・支店等を有する者）に限ります。 | | | | | | | | | | |
| | 受付期間 | <p>対象となる設備を設置後、次の期間までに申請してください。</p> <p>前期：令和6年6月10日（月）～令和6年9月30日（月）（消印有効） 後期：令和6年10月7日（月）～令和7年2月28日（金）（消印有効）</p> <p>ただし、期間中であっても前期、後期それぞれの予算額に達した時点で受付を終了します。</p> | | | | | | | | | | |
| | 交付申請の方法 | <p>受付期間内に、次の書類を窓口、郵送又は電子メール（押印省略した場合に限る）で申請してください。なお電子メールで提出した場合は、届いたことを確認するため、環境政策課まで電話でご連絡ください。</p> <p>押印は省略することが可能ですが、その場合、書類の真正性を担保するため、必要に応じ、電話等で確認を行う場合があります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 交付申請書兼実績報告書兼誓約書（様式第1号） 補助事業内容説明書（様式第2号） | | | | | | | | | | |

| | |
|-------------------|---|
| | <p>(3) 仕様書（カタログなど性能基準がわかるもの）</p> <p>(4) 補助対象設備の支払を証明する書類の写し（領収書等）</p> <p>(5) 補助対象設備の設置を証明する書類の写し（保証書、自動車検査証記録事項等）</p> <p>(6) 完成写真（外部給電機能付電動車は車両保管場所で充電している様子の写真）</p> <p>(7) 前橋市の市税に未納のないことを証明する書類（3か月以内のもの）</p> <p>(8) その他市長が必要と認める書類</p> |
| 交付決定、確定の時期等 | <p>1 提出された交付申請書兼実績報告書兼誓約書の審査を行い、申請書を受理した日から14日以内に予算の範囲内で交付の可否、金額、条件等を決定及び確定し、次の書類により通知します。</p> <p>交付決定通知書兼確定通知書（様式第3号）</p> <p>不交付決定通知書（様式第4号）</p> <p>2 紛失等により、交付決定通知書兼確定通知書（様式第3号）の写しの交付を請求する場合は、次の書類により申請してください。</p> <p>交付決定通知書兼確定通知書（写） 交付申請書（様式第6号）</p> |
| 請求の方法、支払時期等 | <p>1 前橋市家庭用ゼロカーボン推進補助金交付請求書（様式第5号）により請求してください。</p> <p>2 提出された請求書の内容を確認後、受理した日から30日以内に支払います。</p> |
| 交付決定の取り消し又は補助金の返還 | <p>1 次の場合は、補助金の交付決定の全部又は一部が取り消されます。</p> <p>(1) 偽りその他不正な手段により交付決定又は交付を受けたとき。</p> <p>(2) この要項、交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。</p> <p>2 次の場合は、指定された期限までに、補助金を返還しなければなりません。</p> <p>(1) 補助金の交付を受けた後、補助金の交付決定を取り消された場合、その取消しに係る部分の金額</p> <p>(2) 交付を受けた補助金額が、交付の対象となる事業及び経費の実績額に基づき積算し、確定した金額を超える場合、その超える部分の金額</p> |
| 申請書等の様式 | <p>1 交付申請書兼実績報告書兼誓約書（様式第1号）</p> <p>2 補助事業内容説明書（様式第2号）</p> <p>3 交付決定通知書兼確定通知書（様式第3号）</p> <p>4 不交付決定通知書（様式第4号）</p> <p>5 補助金交付請求書（様式第5号）</p> <p>6 交付決定通知書兼確定通知書（写） 交付申請書（様式第6号）</p> |